

院内感染対策の取組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は感染防止対策を病院全体として取組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生防止と発生時の速やかな対策に努めます。

2. 院内感染のための委員会、その他の当該病院等の組織に関する基本事項

- 1) 当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を実施。感染防止対策に関する事項を検討します。
- 2) 感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実施を行います。

【主な活動内容】

- ・ 1週間に1回程度、定期的に院内巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- ・ 院内における感染症の発生防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視、耐性菌監視、抗菌薬使用に関するモニタリングと適正使用の推進。
- ・ 院内感染対策マニュアルの作成・改訂。
- ・ 感染防止対策地域連携施設とのカンファレンスと感染防止対策のための取組み検討

3. 院内感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届のほか、院内における耐性菌等に関する感染症情報レポート作成し感染対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染症発生時の対策に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のために「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し改訂を行います。